

障がい者の方に対する軽自動車税（種別割）の減免制度について

令和6年度～

障がい者の方に対する軽自動車税（種別割）の減免は、賦課期日（毎年4月1日）において、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（以下「障がい者の方」と総称します。）のうち、「1. 減免を受けられる方の範囲は？」に該当し、さらに「2. 減免を受けられる軽自動車は？」の要件を満たしている方が申請されることにより適用されます。

1. 減免を受けられる方の範囲は？

（1）身体障がい者の方【身体障害者手帳の交付を受けている方】

障がいの区分		減免の対象となる範囲
視覚障害		1、2、3、4 級
聴覚障害		2、3 級
平衡機能障害		3 級
音声機能障害		3 級 (喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る)
上肢不自由		1、2、3 級
下肢不自由		1、2、3、4、5、6 級
体幹不自由		1、2、3、5 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2、3 級
	移動機能	1、2、3、4、5、6 級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸ぼうこう又は直腸の機能障害		1、3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1、2、3 級
肝臓機能障害		1、2、3 級

※障がい重複している場合、個々の障がいの区分の等級により判断します。くわしくはお問い合わせください。

（2）戦傷病者の方【戦傷病者手帳の交付を受けている方】

個々の障がいの等級により判断します。くわしくはお問い合わせください。

（3）知的障がい者の方【療育手帳の交付を受けている方】

療育手帳に記載された障がいの程度が「A」、「A1」若しくは「A2」の方。

（4）精神障がい者の方【精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方】

精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの程度が「1級」の方。

2. 減免を受けられる軽自動車は？

減免を受けられる軽自動車は、賦課期日（毎年4月1日）において、下表の所有者に該当する方が、自動車検査証（車検証）の所有者欄に記載され、納税義務者となっている軽自動車です。

割賦販売契約等による所有権留保付自動車の場合は、下表の所有者に該当する方が自動車検査証（車検証）の使用欄に記載され、納税義務者となっている軽自動車です。リース車は減免の対象になりません。

障がい者の区分	所有者	運転者(注1)	使用目的
① 18歳以上の身体障がい者	障がい者の方本人	障がい者の方本人	専ら日常生活に使用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
② 戦傷病者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
③ 18歳未満の身体障がい者		障がい者の方本人	専ら日常生活に使用する
④ 知的障がい者 ⑤ 精神障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	障がい者の方本人	専ら日常生活に使用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

(注1) 障がい者の方が長期間病院に入院している場合や、社会福祉施設に入所している場合は、減免の対象になりません。

障がい者の区分	所 有 者	運 転 者	使 用 目 的
⑥独居等の身体障がい者 ⑦独居等の知的障がい者 (注2) ⑧独居等の精神障がい者	障がい者の方本人	常時介護する方	週3日以上かつ1年以上継続して障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

(注2) 「独居等」とは、独居又は障がい者の方のみで構成される世帯のことです。

◆減免が受けられる自動車は、普通自動車を含めて、1人の「障がい者の方」につき1台です。

3. 減免申請の手続きは？

申請期限 (注3)	提 出 先
当該年度の納期限まで (5月31日まで)	市役所、各地域事務所(中津事務所除く)、各総合事務所

(注3) 申請期限を過ぎると減免は受けられません。

4. 申請に必要な書類は？

① 減免申請書 (提出先の各窓口にあります)
② 障がい者の方であることを証する書面 (原本) ・身体障がい者の方...身体障害者手帳 ・知的障がい者の方...療育手帳 ・戦傷病者の方...戦傷病者手帳 ・精神障がい者の方...精神障害者保健福祉手帳
③ 運転免許証 (両面の写しでも可)
④ 自動車検査証 (車検証) (写しでも可) 令和6年1月以降に車検証の交付を受けた場合...自動車検査証記録事項
⑤ 納税義務者の方のマイナンバー (個人番号) が確認できるもの (マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票など)
⑥ 生計同一証明書 (住民票で世帯が別の場合)、常時介護証明書 (運転者が常時介護する方の場合) ※別紙参照

5. 翌年度以降の減免手続きは？

減免は年度ごとに申請が必要となります。すでに減免を受けている方には、毎年2月初旬に翌年度の軽自動車税減免車両についての現況届 (申請書) を本人宛に送付します。必要事項を記入し郵送で提出またはオンライン申請してください。

*** 申請期限までに提出がない場合は、減免になりませんのでご注意ください。**

(減免にならなかった方は次年度の現況届 (申請書) は送付されませんので新たに減免申請が必要です)

6. 新しく減免申請が必要な場合は？

次の項目に該当する場合は新たに窓口で減免申請が必要です。

- ・減免を受けている軽自動車を変更する場合
- ・手帳の等級が軽くなった場合 (改めて減免の対象範囲にあたるか審査が必要です)
- ・生計を一にする方の所有する車両で減免を受けていた身体障がい者の方が18歳になった場合
(賦課期日 (毎年4月1日) 前までに自動車検査証 (車検証) の所有者欄を障がい者の方本人に名義変更が完了していないと減免は受けられません)

7. その他の注意事項

次のように、年度の途中で減免要件に該当しなくなったときは、翌年度以降は減免を受けることができません。

- (1) 障がい者の方のために軽自動車を使用しなくなったとき。
- (2) 障がい者の方が亡くなられたとき。
- (3) 障がい者の方が施設入所または長期入院をしたとき。
- (4) 障がい者の方と運転者が生計を一になくなったとき。
- (5) 減免を受けている軽自動車の車検の有効期間が経過し、使用していないとき。
- (6) 障がい者の方が市外に転出するなどして、軽自動車の使用本拠地が変更された場合
賦課期日 (毎年4月1日) までに自動車検査証 (車検証) の変更をし、使用本拠地である市町村で減免の手続きを行ってください。

問い合わせ先 〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所 税務課 税制係

TEL 0573-66-1111 内線146・147

生計同一証明書・常時介護証明書のご提出について

生計同一証明書

運転者が生計を一にする方で、住民票で世帯が別々の場合は、「生計同一の事実を証明する書類」を下記のうちいずれかひとつ原本をご提出又はご提示ください。

- ・生計同一証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)
- ・健康保険証(被保険者と扶養者の記載があるもの)
- ・源泉徴収票(扶養関係の記載がある直近のもの)
- ・確定申告書(扶養関係の記載がある直近のもので、税務署の受理印があるもの)

常時介護証明書

運転者が常時介護する方の場合は、「常時介護証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)」原本をご提出ください。

発行場所

- ・身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方・・・・・・・・市役所社会福祉課
0573-66-1111(内線686、644、640)
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方・・・・・・・・恵那保健所健康増進課
0573-26-1111(代表)

必要な持ち物等はそれぞれの申し込み先でご確認ください。

※継続申請の方も、令和6年度 現況届(申請書)提出時に添付をお願い致します。